

<川越市>

激震2弾

川合善明市長による市民女性侮辱事件

第1回 口頭弁論

「被告 川合善明市長」による、驚愕の「答弁書」を独占入手！

「政治家が有力支援者を優遇することはよくあること」

川越市の政治家は、利益供与が常識？！

市民女性A氏に対する「侮辱罪」で訴えられた被告＝川合善明事件（令和4年（ワ）第532号 侮辱による慰謝料請求事件）の第1回口頭弁論が、9月8日午後1時30分、さいたま地方裁判所川越支部で開廷された。

この日は川越市議会真つ最中で、さすがに「裁判ラブ」の川合善明市長も議会をさぼってまで法廷に来るわけにはいかなかったのだろう。

だが、川合市長は第1回目の弁論で被告が提出する答弁書で、まるで汚職を肯定するも同然の、驚愕の反論を展開したのである。公開裁判が始まった本事件の、原告市民女性A氏の代理人清井礼司弁護士・内藤隆弁護士の許可を得て、被告＝川合市長の仰天答弁書の一部を本紙が独占公開する。

4ページにわたる「おれ様市長」驚愕の答弁書

第1回口頭弁論となったこの日、弁護士をつけない本人弁護で裁判に臨んでいる被告＝川合善明氏は、事前に裁判所に答弁書を送る「擬制陳述」を行った。民事裁判での口頭弁論の1回目は、訴えた原告と裁判所が一方的に期日を決めて訴えられた側（被告）に通告する。被告は、代理人弁護士を探して受任してもらうまで裁判の予定に合わせられないことになるため、1回目の口頭弁論に限り、被告は裁判所に出頭しなくても、代わり

に答弁書を提出すればよい。この**擬制陳述という制度**は、紛争当事者の双方が法廷というリングに上がる意思があることを、裁判所が確認する形式的なものだ。たとえば「**原告の請求を棄却とする判決を求める。反論は追って主張する**」等の要旨だけを書いた答弁書を裁判所に出すことは珍しくもない。本紙の私見ではあるが、一般的に弁護士は、擬制陳述の答弁書の段階で詳細な反論を展開することのほうが珍しい。

熟練の法律家であるほど、将棋の一手よろしく、相手の主張を段階的に慎重に読みながら裁判を進めるものだ。だが、この日の第1回口頭弁論で**被告＝川合善明市長**は、いきなり**4ページにわたる「独特」**の反論を展開する**答弁書を提出**した。

政治家の汚職は常識？！ 論理が破綻した川合善明氏のトンデモ答弁

この「**川合答弁書**」を一読して本紙が仰天したのは、川合市長が「**政治家が熱心かつ有力な支援者を何らかの方法で優遇することはよく有ること**」と主張していることだ。

同書面には原告市民女性の個人情報にかかわる記載内容もあるため、全部を公開することは出来ないが、川合市長の「**精神の闇**」が露呈したともいうべき、常軌を逸した反論部分を転載しよう。

政治家が、熱心かつ有力な支持者を何らかの方法で優遇することは、よく有ることである。その具体的事例を指摘することが侮辱になる、という主張は、とうてい認められない。

<答弁書原文>

政治家が、熱心かつ有力な支持者を何らかの方法で優遇することは、よく有ることである。その具体的事例を指摘することが侮辱になる、という主張は、とうてい認められない。

「よく有る」とは「**常識の範疇だ**」という意味である。また「**何らかの方法で優遇**」とは、利益供与の意味にほかならないばかりか、その言葉には、潜在的に「**汚職**」も含まれて当然だ。仮にも政治家（それも自治体首長）が裁判所での陳述で、利益供与は政治家の常識であると公言したのだから、「**言葉のアヤ**」で済む話ではない。

ただ、これが川合市長の普通の考え方なのだとすれば、後述するように、これまでの川合市長の「**利益供与**」疑惑も、この市長には当然のことなのだろう。だから、仮に疑惑に関与していたとしても「**悪**」を働いているという自覚が欠落しているのかもしれない。

川合市長の異常な自尊心

読者諸氏に、複雑な経緯をたどる本事件を理解してもらうために、いま一度ここで話を整理しよう。まず、この事件の概要については本特集第1回の前回記事と原告市民女性A氏の訴状をご一読頂きたい。 [第1弾記事](#) [訴状](#)

この事件の争点は、川合市長が弁護士・川合善明として、市民女性A氏を侮辱したというものだ。侮辱されたA氏が原告となって、川合善明氏を訴えた。

川合善明氏は、市道不正認定事件の住民訴訟で原告団のひとりであった市民女性A氏に対して直接電話をして「私を訴えましたね？」などと威圧するという蛮行に及んでいた。

この行為が弁護士としての倫理に反する「非行」にあたるとして、川合市長は、埼玉弁護士会に懲戒請求された。懲戒請求者は本紙社主・松本州弘である。

ところが、川合市長は「この懲戒請求は市民女性A氏による個人攻撃目的の虚偽告発である」と、埼玉弁護士会に弁明したのである。その際、川合市長は、市民女性A氏がある特定の政治家の「熱心な支持者」で、親しい関係にあり、「A氏がその政治家から資金援助を受けて飲食店を開業し経営していた」との悪意ある事実無根の噂話を、あたかも事実認定されたことのように弁明書に書き連ねたのだ。弁護士が懲戒請求され所属する弁護士会に提出する弁明書は、準公文書の扱いとなる。川合市長は責任を追及されて逃れるために、社会的弱者である市民女性A氏をテタラメな噂話で貶めている。

これを著しい侮辱だとして、市民女性A氏が、川合市長を訴えた裁判が本件である。

そして、この裁判の最初に「被告 川合善明」が裁判所に提出したものが先の仰天答弁書である。川合市長が、市民女性A氏を標的にして、執拗に4件ものスラップ訴訟で追い込もうとする動機は、7年前の川合市長によるA氏への強制わいせつ容疑をもみ消したい一念でしかない。本紙が稿を重ねて追及してきた、川合市長の強制わいせつ容疑は、川越警察署も正式に捜査に着手しながら7年という時効の壁によって、刑事・民事とも事件として訴えることは不可能となった。別の角度から言えば、川合善明市長が嫌疑をかけられた、A氏に対する過去の強制わいせつ容疑は「なかった」ことになる。

正常の神経の人間であれば、法的に罪に問われなかった事件をいつまでも引きずることはしない。だが川合善明氏は違う。法的に罪に問われることがなくなったA氏への性加害事件を、むしろ自分の方から法廷の場に持ち出したのだ。それも、本来ならば「A氏の性被害告発は虚偽だから不法行為だ」という、ただ1件だけの裁判で事足りる事件を、わざわざ別訴（個別の裁判）に切り分けて訴えることで、A氏に精神的・金銭的な負担を

強いている。世間一般には、このような人間を「異常」という。もし川合市長が「自分は異常ではない」と証言したとすれば、川合市長は「正常」ということだ。

ならば、川合市長によるA氏への強制わいせつ容疑は、限りなく「クロ」に近づいていたと言えるのではないか？ 「正常」な人間だからこそ容疑をもみ消すために、邪悪な隠蔽工作を行ったのだから。川合市長が、正常な人間だと自称したとしても、「おれは川越市の最高権力者、市長だ」という自尊心は、充分異常に暴走していると言えよう。

「噂話」を「具体的な事例」と法文書に書き飛ばす

常識ある一般市民であれば、誰もが、前掲の川合市長の答弁書を読んで「なにか、おかしいことを言っていないか？」と思うだろう。そのとおり、「おかしい」どころか、川合善明という人物は川越市長でありながら「汚職など普通のことだ」と主張するも同然の、理論も精神も破綻したことを裁判所で陳述したのだから。

前述のとおり、川合市長は、市民女性A氏が「ある特定の政治家から資金援助を受けて飲食店を開業し経営していた」との事実無根の噂話を、準公文書でもある弁護士会への弁明書に書いて侮辱罪で訴えられ、その反論として「政治家が熱心な支持者であったA氏を優遇することは普通の話なのだから、その具体例としてA氏と政治家の話を出して指摘したことが侮辱になるわけがない」と滔々と主張したのである。

しかも、狡猾な川合善明氏は、弁護士会への弁明書で断定したはずの「具体的な事例」を「地元の元自治会長他から聞いた話」と変えている。そもそも他人から聞いた噂話を「具体的な事例」と認識すること自体、川合善明という人間の非常識と無知が露呈しているというべきだが、川合市長は他人の「噂話」を「具体的な事例」と答弁書に断定して書き、裁判所に提出しているのだから、これもまた弁護士の非行として新たに懲戒請求されても不思議ではない（懲戒請求は、対象弁護士となんら関係のない人間でも、その弁護士の非行＝不法行為を知った場合に誰でも行うことができる）。

本紙自身、書き飽きた言い回しだが、なによりも、この人物・川合善明氏が現職市長であり弁護士なのだ。この市長の異常性が一刻も早く、全国的なニュースとなることを小紙も願ってやまない。

「賢いおれ様」 わら人形を打ち続ける

論理学の研究分野に「ストローマン（わら人形）論法」と呼ばれる詭弁術がある。議論をする際、相手の意見や主張を歪曲して引用し、それに対して反論するという、「論点のすり替え」弁論術の一種だ。相手の主張を意図的にねじ曲げて引用する場合と、無意識にねじ曲げて相手が言ってもいない架空の争点に反論する場合がある。

詭弁が作り出す架空の論点を相手に反論するからこう呼ばれる。川合善明氏の数多ある「おかしな」答弁について、本紙は予めから「川合ロジック」と評してきたが、それがストロマン論法であり、川合市長は常にこの詭弁術を逆用していると言ってよい。

本件「川合答弁書」をテキストにして解説しよう。

川合市長は、市民女性A氏が「政治家から経済的援助を受けていた」との虚偽の事実を第三者に対して断定し、それが侮辱行為だと訴えられた。そして「政治家が熱心かつ有力な有権者に何らかの方法で優遇」することは常識なのだから、それが侮辱になるなど「とうてい認められない」などと反論している。

この川合市長の主張では「A氏が政治家から資金援助を受けていたことは、普通の政治家ならよくやっていること」という部分が、すり替えた論点(ストロマン)である。

つまり、仮に政治家が有権者に「経済的援助」をすることが「よく有ること」であったとしても、「だからA氏への侮辱にはあたらない」という川合氏の論理は完全に破綻しているのだ。川合市長が訴えられたA氏に対する侮辱とは、女性A氏が男性政治家から資金援助を受けて飲食店を開業したという、ありもしない話を、事実であるかのように弁護士会への弁明書という公的文書に書いたことを指している。

簡単に言えば、A氏が政治家から資金的援助を受けた事実はないのに、川合市長は、それを「事実」であるとねじ曲げておいて、反論の材料にすり替え、「でも、そういうことはよく有ることだから、それを指摘したからといって侮辱にならない」と論点をすり替えて逃げているのだ。これが川合善明氏の常套手段で、本紙が「川合ロジック」と呼んでいる、論点のすり替え弁論術＝ストロマン論法である。

それとは別の問題として、A氏が政治家から援助を受けていたなどという話が仮に事実であったとしても、懲戒請求対象弁護士となった川合善明氏が、弁護士会への弁明書に、A氏のプライバシーを記載する必要は微塵もない。

川合市長は「政治家が有権者を優遇することは常識」という、架空の論点を作り出し、それに釘を打つことで「ストロマン論法を駆使する賢いおれ様」の反論が成立していると信じているようだが、弁論術と言うのもおこがましい、稚拙極まる詭弁に過ぎない。

川合善明市長の「犯人の秘密の暴露」？

さらに、本件「川合答弁書」には、見過ごしてはならない重大な問題が潜んでいる。それは「政治家が、熱心かつ有力な支持者を何らかの方法で優遇することは、よく有ることであ

る。」という川合市長の答弁が、本紙が13年間にわたって追及してきた川合善明市長を巡る「利益供与疑惑」の数々をも正当化していると読み取れることである。

本稿では割愛するが、これまで川合市長は自分の「有力な支援者」に、いったいどれだけの「優遇」をしてきたことか。

カナイ消防機材都市計画法違反

小江戸蔵里・指定管理業者選定疑惑

市道不正認定判決

本紙はこれまで、川合善明市長が少なくとも「汚職」の可能性を自覚したうえで、その指示系統または示唆の事実が発覚しないよう、自分の「有力な支援者」たちに「何らかの方法で優遇」してきたものと考えていた。しかし、本件「川合答弁書」によれば、川合善明という市長は「有力な支援者」に「何らかの方法で優遇」することが政治家としての常識だと言うのだから、どんな批判や追及も「馬耳東風」「馬の耳に念仏」「糠（ぬか）に釘」「暖簾（のれん）に腕押し」の総合商社のような政治家ということになり、それが間もなく**市政100周年を迎える川越市の首長**ということになる。

逆にいえば、今回の「川合答弁書」は、これまでの川合市政を舞台とする数々の利益供与疑惑を、川合善明市長自身が「普通のこと」だと言わんばかりに開き直っているも同然である。冷静に考えて、これほどまでに凶悪な権力志向の人物が、4期も市長を続けていられる川越市は実に恐ろしい自治体だ。ただそれは、川合善明氏という人間が恐ろしいという意味ではない。このような市長の横暴に畏怖する「市長与党」の川越市議会が、市民にとって恐ろしい存在だという意味である。この点については後述する。

川越市議会最古参 小林薫議員が議場で暴露した「おれ様市長」誕生秘話！

さて、市民女性A氏が川合市長を訴えた裁判の第1回口頭弁論（9月8日）前の8月30日から、川越市議会9月議会（令和4年第4回定例会）が開会した。

冒頭で述べたとおり、川合市長が裁判に出頭しなかったのは、市長として議場にいないければならないからだ。議会11日目となった9月9日、川合市政糾弾の急先鋒にして、川合市長にとっては議会最大の敵である、川越市議会最古参議員・小林薫議員が、市長の政治姿勢について一般質問に立ち、これまで公には語られなかった川合善明市長誕生秘話と、川合市長が小林議員を仇敵と定める契機となった事件を暴露したのである。

議会を傍聴していた本紙記者は、小林議員から折に触れて聞いていた逸話だが、議場に響き渡った「川合秘録」で語られる川合善明市長の人物像には、改めて驚愕させられた。この日の小林議員の発言を抜粋して紹介しよう。

最初に私があなた（川合善明氏）と会ったのは、平成 20 年 11 月。

私から会いたいって言ったんじゃないですよ。（川合氏の）同級生から「川合善明さんという方から、是非会いたい」と言われてお会いしたわけですよ。

「川合善明です。今度、市長選に出馬しますので、よろしく願います」と、そう言ったのは、あなたですよ。私から（選挙の支援を）やりたいとは、一言も言っていない。あなたから言ったんだ。

その当時（小林議員は）「プロジェクト川越 21」という会派を組んでいた。代表の中原（秀久）議員が病気療養中だったので、倉嶋美恵子代表代行、石川智明議員、そして私、4 人で話をして対立候補を応援するか、川合善明候補者を応援しようかという話をして、12 月 1 日に川合善明候補者を応援しようと決定したんですよ。そして倉嶋美恵子代表代行が、あなたに「プロジェクト川越 21 として支援しますよ」とはつきり言ってるんだ。

だけどあなたは、議場での答弁でもそうだけど、倉嶋美恵子・石川智明議員には支援をいただいたけど、あなた（小林議員）に支援をしてもらった記憶はないとかね。

裁判所に出された書類を見ると、「宮本町の選挙事務所で何度か見かけた」だって。会派として応援してもらっていない。嘘だよ市長、そういうことは言っちゃいけないよ。

要約すれば、川合氏の初の選挙戦のとき、小林議員は会派の議員仲間と一体となって「**新人・川合善明**」を全力で応援した。これは当時の川越市政関係者なら誰もが知っている事実だ。だが、その後、市長の座につき、小林議員を敵とみなしてからの川合市長は、「**小林の世話になったとは絶対に認めない**」ということである。ヤクザの世界の仁義として、もちろん一般社会でも、いまは敵対していても過去の恩義は忘れないというが、川合善明という人間は、ヤクザに劣る外道ということになるろうか。

まさに身勝手極まる了見で、市長に初当選したことに何ら小林議員の協力などはなかったと、裁判所に提出する書面にまで記載する始末だ。裁判の準備書面にウソの事実経過を書くことで、既成事実をでっち上げる。大袈裟ではなく、川合市長は、権力を握った途端、自分に不都合な過去を書き換えている悪しき歴史修正主義者と言えよう。

続けて小林議員は、市長選の支援要請で頭を下げていた川合善明氏が、**なぜ突如、180 度態度を豹変させ、小林議員を蛇蝎の如く忌み嫌い、仇敵と定めるようになったのか、そのきっかけとなった、過去の川合市長による「セクハラ・わいせつ行為」についても、9月9日の議場で明らかにした。**

市民女性だけでなく、女性市議の手を握った川合市長

小林薫議員

ところがね、関係が悪化したのは、平成 23 年の 10 月、11 月頃だったかな。

例の「スナックゆり」の一件なんですよ。あなた（川合市長）の酒の飲み方は酷い。

だから私は今回、この女性（市民女性 A 氏）があなたにセクハラ・わいせつ行為を受けたというのを聞いて「あっ、やりかねない」「やるだろう」と思って私は彼女の裁判の陳述書まで書いているんですよ。一回だけじゃない。平成 25 年だったと思うが、場所は「ラボア・ラクテ」の宴会場です。そこで第三支会の会合があって、懇親会があったんですよ。

その席であなたはカラオケに興じた。そのとき、そこにいた女性議員の手を握ったんですよ。その当時の第三支会の女性議員といえば、名前を言わなくてもどなたかわかるでしょ？（川合市長は）手を握ったんですよ。歌が終わってから私は彼女に言ったんですよ。

その彼女という方はね、私は一緒に 20 年間議員活動をしましたけど、怒ったところを見たことがない。本当に穏やかな性格でね、いい人ですよ、品のある。本当に立派な方。

20 年間、怒った顔を見たことがない。ただ一度、怒った顔を見たことがある。そのとき、本当に嫌な顔をしてね「しょうがないよ、酔ってるから。驚いちゃった。急に手を握るんだもん」そう言ったんですよ。だから私は言ったんですよその時に。

「川合、何やってるんだ」って言ったら、あなた逃げるようにして帰ったんだよ。

本当にそうなの。まあ、何を言ったって（川合市長は）「全く記憶にありません。でたらめです。作り話だ」って終わっちゃうんだから。でもこれが事実なんですよ、本当に。

小林議員が言及した「スナックゆり」とは、市長に初当選した後の川合善明氏が、初めて小林議員と酒席を共にした店のことで、そこで小林議員は、泥酔して同席する女性らにセクハラを働く川合市長の醜態を目撃したのである。

小林議員は、市長にあるまじき「**新米市長**」川合善明氏の酒乱に等しい醜態を注意して以降、川合市長は、自分を市長へと押し上げてくれた恩人でもある小林薫議員を逆恨みし、仇敵としたのである。平成 23 年（2011 年）といえは 10 年以上も前の話だ。

公人としての自分の不行状を注意されたことを、10 年以上も恨み続けるとは、健全な精神の持ち主とは言い難く、市長の資格がある人間とは言えまい。

本稿では、泥酔していた過去の時点から馬脚を現していた川合善明という人物が、権力に酔いしれて「おれ様市長」へと変貌していった様子を小林議員の議会発言から振り返ってみたが、この経緯は川合市長が現在も抱える「病理」を端的に表しているといえる。

つまり川合氏は、「市長」という異常な自尊心と自己愛の強固な殻に閉じこもることで生きてきたのであろう。9月9日の同議会での小林議員の一般質問に対する川合市長の答弁でも、その異常な自尊心が顕現するが、この「市長崩壊」ぶりについては、後日に別稿としてお伝えしたい。

川合市長が出来ることは「弱い者いじめ」と「詭弁」だけ

一方、議会は何をしているのか？

本稿冒頭の裁判に話は戻る。原告の市民女性A氏が、家族にも一切を言わないまま孤立無援で川合善明氏を訴えた理由は「我慢の限界を超えたから」だということを前回記事のインタビューでA氏が語ってくれたが、実はその時にA氏はもうひとつ大事なことを言っていた。

市民女性A氏

私は運動家ではないですから立派なこととは言えませんが、私は弱い者いじめと言いつける人間が許せないんです。

私は川合市長からセクハラ・わいせつ行為を受けた被害者です。それが加害者である市長から嫌がらせの裁判を何件も起こされています。

はっきり言いますが、懲戒請求というのも私がやったことじゃありません。なのに私を訴えて、松本さん（本紙社主で川合氏の懲戒請求者）は訴えない。これが弱い者いじめじゃなくて何というんでしょうか？

松本さんは怖いけど、私なら廿だし一介の主婦で平民だから何をやっても反撃してこない、川合市長は心底、傲り高ぶってるんだと思います。

それで私が訴えたら、今度は詭弁で言い逃れができると思っているんでしょう。絶対に許せません。

俗に「覚悟を決めたら女のほうが強い」と言われるように、仮にも現職市長を訴えた市民女性A氏の迫力は凄まじい。ここで前述の「市長の横暴に畏怖する<市長与党>の川越市議会」の恐ろしさについて考察してみよう。

市民女性A氏が、川合善明市長と三上喜久蔵議員を訴えた事件について、本紙記者は複数の川越市議に取材した。すると、反川合市議の最右翼ともいえる小林薫議員

や数名の議員を除いた殆どの議員が「**個人の問題の裁判の話を議会で議論することはない**」と答えた。日光東照宮で有名な「**見ざる聞かざる言わざる**」の三猿そのものである。

本事件を「**個人の問題**」と言ってのけた議員たちは、政治家の使命が「**個人の問題を社会に掛け合うこと**」だということも理解できていない。「**個人の問題**」の共同体が自治体であり社会だ。ここ数年、特にSNSでは性被害やハラスメント被害の告発報道が、連日のように続いている。これまではメディアに出ることもなかった「**個人の問題**」が、瞬時に世界の関心事となる時代だ。

まして、**市長と市議が共謀して、主婦である市民女性にセクハラ・わいせつ行為や恫喝などの不法行為に及んだ果てに、女性から訴えられた**という大事件ともなれば、メディアで騒がれる前に、議会が危機感を持って緊急に議論するべきことだ。その一大事が、川越市政に起きているというのに「**個人が裁判をしているだけだから議会に出す話ではない**」などと逃げている議員は、たまたま選挙で当選しただけの、単なるバカの税金泥棒であるから、次期選挙では落選して然るべきだ。

市民諸氏は、次回法廷で「生」の「被告＝川合善明」を目撃せよ！

熱心な川合支持者は「優遇」されるかも???

9月8日の第1回口頭弁論では、議会のために出頭しなかった川合市長だが、次回第2回期日には、堂々たる「**被告**」として姿を見せるものと思われる。いまま川合氏は本事件で弁護士をつけない本人弁護を通してしている。弁護士業界から敬遠されて受任してくれる代理人がないのか、原告代理人にして「**司法修習生時代の若き日の同級生**」であった**清井礼司弁護士に対する意地**なのか、いずれにせよ、本人弁護を続けるならば川合市長は次回の裁判に出廷しなければならない。一見、孤立無援は原告市民女性A氏のように思われるが、実は川合善明市長の方が孤立しているのだ。

そこで本紙から、市民諸氏に呼びかけたい。市民女性A氏の応援傍聴はもちろん、逆に川合善明氏の「**熱心かつ有力な支持者**」の皆さんにも裁判所での傍聴参加をお願いしたい。なにしろ「**熱心かつ有力な支持者**」には「**何らかの優遇**」をすることが常識だと公言して憚らない川合市長だ。市長としての川合氏に「**貸し**」を作るためだけでも「**被告＝川合善明**」を応援傍聴する価値はあるだろう。ただし、前述の小林議員の秘話と同じく、喉元過ぎれば熱さ忘れる川合市長が恩義を返す保証はない。

「原告市民女性A 対 被告川合善明」事件裁判の次回期日は、
10月20日午前10時30分から、さいたま地裁川越支部で開かれる。